

平成27年度事業報告

我が国の政治情勢は、第三次安倍改造内閣が昨年10月7日に発足し、4年目に突入する中、長期政権への基盤を盤石としつつ状況にあります。

また、日本の経済を見てみますと、民間消費・民間投資・輸出の回復は緩慢であり、特に平成26年4月の消費税増税を機に、民間消費が大きく落ち込んだまま回復が進まず、内需の弱さが露呈した状況となっているため、消費税10%への増税を、1年半延期して平成29年4月に行うこととなりました。このような状況の中、安倍首相は、アベノミクスは「第二ステージ」に移り、「一億総活躍」社会を目指すために、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を「新・三本の矢」と位置付けて行っていくことを昨年9月24日に表明しました。従来のデフレ脱却と経済成長は「希望を生み出す強い経済」に統合一本化され、新たに「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という所得再分配政策が加えられました。しかし、「アベノミクス第二ステージ」は、安倍首相の力強いメッセージとは裏腹に、スタートダッシュに出遅れた感があり、平成28年度が「アベノミクス第二ステージ」挽回の年になりうるか注目される最中、安倍首相は6月1日に消費税10%への引き上げを平成31年10月まで更に2年半再延期することを表明しました。

このような中、昨年度も、二人の方がノーベル賞を受賞しました。大村智氏が、天然物化学分野に従事し、アベルメクチンを発見しそれを基に抗寄生虫薬のイベルメクチンを開発した功績により生理学・医学賞を、また、梶田隆章氏が、物理学の常識を覆して、素粒子ニュートリノに質量があることを発見した功績により物理学賞を受賞しました。スポーツ界では、ラグビーW杯において、強豪の南アフリカを執念のトライで逆転勝ちし、世界のラグビー界での最高の番狂わせと言われる快挙を成し遂げ、合わせて3勝を挙げ、日本中に歓喜の声が木霊し、勇気と感動を与えてくれました。

昨年から今年にかけて比較的明るいニュースが多かった中、4月16日阪神大震災級のマグニチュード7.3の「熊本地震」が発生し、49名の方が亡くなり、1名の方が行方不明となっており、日本中が悲しみに浸っております。現在、懸命な復旧作業が進められており、1日も早い回復が望まれています。

さて、タクシー事業は、タクシー特措法の施行から約3年後の平成24年9月28日に、東京特別区・武三地区等を始め殆どの特定期間が再指定され継続されることになりましたが、平成26年1月27日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自

「自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（改正タクシー特措法）が施行され、東京・大阪等全国155の旧特定地域が一旦一斉に準特定地域に移行されました。

このような中、特定地域の指定基準等が平成27年1月30日公示され、東京特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏および西多摩交通圏については、特定地域の指定基準に合致せず準特定地域に留まることとなりました。しかし、平成27年12月28日に、南多摩交通圏が特定地域指定候補地に選定され公表されました。

平成28年3月8日に開催された南多摩準特定地域協議会において、台数ベースで90.8%の賛同を得て、特定地域の指定に同意を決めました。今後は、国土交通省の運輸審議会答申を経て特定地域として大臣指定がされれば、減車や営業方法の制限の仕組みを検討していくこととなります。また、その他交通圏は準特定地域として継続されることになったことから、引き続きタクシー業界として適正化及び活性化に取り組むこととなります。

また、平成29年4月に予定されていた消費税の引き上げに合わせて、タクシー運賃を組み替え初乗り距離短縮運賃を実施すべく法人業界が出していた申請は、平成28年6月3日現在では、特別区武三地区の法人タクシー総数27,653両に対して217社19,401両となり、台数ベースで70.16%と審査開始の条件である7割を超えたことにより、関東運輸局においては審査の準備に入ることとなりますが、消費税の引き上げが平成31年10月まで再延期されることとなり、初乗り距離短縮運賃の実施には一部不透明なところも出てきております。

個人タクシーは、法人の規制緩和とは逆に規制の強化が実施されたことにも影響され、平成14年度末の19,056人から平成26年度末では13,937人と5,119人も減少をしております。平成26年度新たに個人タクシー事業者となった者は、譲渡譲受認可事業者のみの270人に止まっています。全事業者数で見ますと、この1年では493人の減少となり、ついに1万4千を割り込むこととなり、正しく危機的状況となっております。

前述のとおり、東京都の全交通圏は準特定地域となりましたが、平成26年度及び平成27年度における需給状況の判断期結果では、増加可能車両数は出ませんでした。従って、新規は引き続き凍結となり、事業者数は更に減少し、組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。その様な最悪な状況を迎える前に、個人タクシー業界の存亡を掛け、例えば、一定数以上の事業者数が減少した場合には、その減少分を補充する等の措置を講じて頂けるよう、働きかけることが必要ではないかと思われま

平成27年度の各事業の主な取り組み状況

I. 安全輸送を確保するために必要な事業

交通事故の削減につきましては、平成21年3月に国土交通省より公表された「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、人身事故件数の10年間で半減を目標と定め、その達成に向け取り組んでおります。安全対策委員会では、「都内における交差点別交通人身事故のワースト5」を作成し周知するとともに、重大事故情報の共有化、セーフティドライバー・コンテスト、交通事故撲滅啓蒙活動への参加等、更なる輸送の安全性の向上に努めました。また、各団体におきましても危険予知訓練（KYT）等を取り入れた講習が行われております。

また、「プラン2009」の中では、平成27年度は覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用の弊害等についての知識普及にも取り組むこととされており、安全対策委員会におきまして警視庁や厚生労働省の危険ドラッグ等に関する資料やチラシをまとめ、各団体に周知徹底を図りました。

飲酒運転の根絶については、アルコール検知器による出庫・帰庫時の確認はもとより、アルコール検知器の適切な管理や怠った場合の行政処分等についてもポスターを作成し周知に努めました。

タクシー強盗や料金の踏み倒し等に対する防犯対策につきましては、車内防犯カメラの装着の推進、各団体での防犯訓練の実施等、一層の強化をお願いしました。

(1) 交通事故発生件数

平成21年3月に国土交通省より公表された「事業用自動車総合安全プラン2009」は、今後10年間で死者数の半減、人身事故件数の半減、飲酒運転ゼロを目標に各業界が取り組むというものです。

当協会では、「プラン2009」に合わせ10年後の人身事故半減を目指し、毎年、団体毎の目標値と事故件数を公表、死亡事故、飲酒運転につきましては、当然のこととして、毎年ゼロを目標に掲げ、東京都個人タクシー交通共済協同組合並びに日個連東京都交通共済協同組合の協力を得ながら目標達成に向け取り組んでおります。

両交通共済協組並びに全個人タクシー協議会からの事故報告件数は、平成26年に増加した総件数は、平成27年は前年比でマイナス82件と減少しました。人身事故につきましてもマイナス4件と若干ですが減少することができました。人身事故件数は「プラン2009」の基準とした平成20年のスタート時の件数に+1件のところまで戻りましたが既に7年が経過しており、総件数の更なる減少と合わせ一層の努力が必要です。なお、平成26年は0件で終わることができた死亡事故につきましては、平成27年は7件発生する結果となりました。目標の達成には、当協会、交通共済協組、各団体での強力な交通事故防止の取り組みと、事業者の方々の日頃の交通安全に対する心掛けや意識の高揚と安全運転の徹底が不可欠であります。

内容	20年	26年	27年
総件数	1,599件	1,887件	1,805件(前年比△82件)
(内訳)死亡事故	2件	0件	7件(前年比 +7件)
人身事故	575件	580件	576件(前年比 △4件)
物損事故	1,022件	1,307件	1,222件(前年比△85件)

※平成20年は「プラン2009」の基準年です。

また、事業者数をベースにした「平成28年人身事故件数削減目標」が関東支部において設定され、当協会におきましても4会員別に所属事業者数の割合で目標件数を割り振り事故防止対策の一層の推進をお願いしました。

(2) 事故防止コンテスト

当協会が主催する事故防止コンテストは、交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間的人身事故発生率（人身事故件数／事業者数）の低い上位5団体に対し、その取り組みに感謝の意を表すため表彰基準を制定しております。

平成27年の集計から、下記の所属団体が事故防止コンテストで表彰されることとなりました。

	団体名	事故発生率
1位	多摩地区個人タクシー連合会	0.00%
2位	東京都個人タクシー協同組合 目黒第一支部	1.06%
3位	日個連東京都営業協同組合 新興協組	1.41%
4位	日個連東京都営業協同組合 四〇支部	1.45%
5位	東京都個人タクシー協同組合 野方支部	1.55%

(3) セーフティドライバー・コンテストへの参加

毎年7月から12月までの6ヶ月間、5人一組で無事故無違反の達成を目指す警視庁主催のセーフティドライバー・コンテストに参加しております。

平成27年度も、安全運転・事故防止の徹底を図るため158組790名の参加により無事故無違反の達成に努めました。

「セーフティドライバー・コンテスト表彰基準」に基づき、無事故・無違反10年連続達成の1団体、7年連続達成の8団体、5年連続達成の2団体及び3年連続達成の10団体が表彰となりました。また、達成率は51.9%と昨年を0.6ポイント上回る結果となりました。期間中の交通事故は昨年より+6件の11件、交通違反は1件減少し104件でした。信号無視、速度超過が多い状況です。

	24年度	25年度	26年度	27年度
参加者	159組	159組	158組	158組
達成者	85組	84組	81組	82組
達成率	53.5%	52.8%	51.3%	51.9%

(4) ドライブレコーダー導入状況

死亡事故など大きな事故が多く発生しており、中には相手方の法令違反や歩行者の飛び出し等のケースもあり、ドライブレコーダーの装着は、事故発生時の客観的な映像として適切かつ迅速な事故処理・事故原因の究明のために大変重要なものとなっています。また、事故防止対策の資料映像として活用するのはもちろんのこと、

装着することによる安全運転の励行・事故防止の効果も認められることから、安全対策委員会では両交通共済協組と連携を取りつつ普及促進を図りました。

車内防犯カメラとの一体型への付け替えも進めておりますが、平成27年度末ではドライブレコーダーの装着は9,124両で、装着率は66.9%でした。

また、ドライブレコーダーや車内防犯カメラ等を装備することは、前出のとおり事故処理や原因の究明、その他各種犯罪の未然防止に大きく寄与しているだけでなく、記録された映像情報は、事故・事件等が発生した際の現場の状況など、まさしく都民の安全・安心に資する多くの参考情報であることから、警視庁と当協会において「ドライブレコーダー等の映像情報の円滑な提供に関する協定書」により協定を締結しております。引き続き、スムーズな情報提供の対応とドライブレコーダー、車内防犯カメラの更なる装着の推進をお願いいたします。

	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
装着数	7,410両	9,260両	9,565両	9,124両
装着率	48.5%	63.1%	67.7%	66.9%

(5) 法個事故防止合同活動

(一社)東京ハイヤー・タクシー協会との法個事故防止合同委員会におきましては、法個が連携して春秋交通安全運動及び12月繁忙期の統一街頭活動として、警視庁の協力のもと各乗り場においてシートベルト着用調査を実施するとともに、乗務員・事業者にはチラシやノベルティグッズを配布しながら交通事故防止指導を行いました。

また、年末年始の輸送等に関する安全総点検運動に呼応して、東タク協との連名による「年末年始安全総点検実施中」のステッカーを作成し、法個全車両に貼付して繁忙期における安全運転、交通事故防止意識の高揚を図りました。

(6) タクシードライバー交通安全教室参加（高齢事業者対象）

平成27年度の警視庁主催の高齢運転者を対象としたタクシードライバー交通安全教室は、世田谷の警視庁交通安全教育センターにおいて2回開催されました。各回とも65歳以上の事業者16人が法人ドライバーと合同で参加し、日頃の自分の運転を見直すとともに安全運転の重要性を再認識しました。

(7) 個人タクシーの防犯対策

平成27年度は東京タクシー防犯協力会では、11月25日に「防犯責任者等講習会」を開催し、個人タクシー業界からは、東個協、都営協、両交通共済、都個協の防犯協力会担当役員が出席しました。警視庁各課の担当官からのタクシーの防犯対策、暴力団情勢、薬物対策等についての講演があり防犯知識の普及と意識の高揚に努めました。

車内防犯カメラは、その装着を示すことで犯罪を未然に防ぐ効果も大きく、もしもの時の重要な証拠となる大変効果のある防犯装備の一つであります。装着台数は、既に6,736両に装備されており、ドライブレコーダーとの一体型の装着が進んでおります。引き続き、より幅広の防犯仕切板とあわせ装着の推進が望まれます。

平成27年のタクシー強盗は39件で、うち個人タクシーの被害は3件(7.7%)でありました。乗車料金を踏み倒し逃走するケースが多くを占めておりますが、売上金や運転者に危害が及ぶケースも想定し、第一に身の安全の確保そして素早い110番通報等の日常の心構えが重要であります。

また、被害車両のうち防犯仕切板を装着していない車両が6両(15.4%)ありました。

	25年	26年	27年
認知件数	36件	44件	39件
うち防犯仕切板未装着数	13件	12件	6件
%	36.1%	27.3%	15.4%

II. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策について

(1) 個人タクシー事業者研修会（許可期限更新者対象）

個人タクシー事業者研修会は、許可事業者として、関係法令、通達、取扱い基準等の周知に加え、苦情等を根絶するため、旅客接遇を重点に徹底を図るとともに、一層の輸送サービス向上を期することを目的に東京運輸支局長推薦の研修会として実施しました。

・平成27年12月1日更新者	4回開催	3,457名受講
・平成28年6月1日更新者	3回開催	2,059名受講
※受講時の服装指摘1回目の者		25名
※受講時の服装指摘2回目の者		0名

サービス向上のための教育・研修の充実につきましては、タクシー運転者の接客接遇用にお客様に対する姿勢や心構えをはじめロールプレイングも取り入れた具体的な対応等について構成された、マナー教育専門の講師による接客接遇マナー講習を取り入れており、より一層のサービス向上を図りました。

また、73歳以上の事業者には、別日に従来のプログラムに加え、自動車事故対策機構、医療機関の専門家を招いた講習を取り入れた高齢事業者研修会を実施いたしました。

(2) (一社)全国個人タクシー協会関東支部主催の各種講習会への参加

・譲渡譲受試験講習会	279名受講
・個人タクシー事業講習会	234名受講

2. 利用者へのサービス向上対策について

社会から厳しい評価を受けている個人タクシーが、再生をかけ導入したマスターズ制度の参加事業者は、4月1日現在では12,526人、その参加率は、91.4%まで伸びております。また、参加率だけでなく名実ともに真のマスターと呼ぶに相応しいより高いレベルへの資質向上が求められており、各団体におきましてもスキルアップ研修会を実施するなど個人タクシー全体のレベルアップに努めました。

乗降時にお客様に心のこもった一声をかけるワンフレーズ運動や近距離のお客様にも分け隔てなく気持ち良くご利用いただくための接客基本の徹底、「おもてなしの心」を表せるよう接客接遇マナー講習や接客マナーコンテスト等を通じて会得したワンクラス上のお客様対応により、個人タクシーの存在感が示せるよう更なるサービスの向上に取り組みました。

また、急速な少子高齢化や増え続ける訪日外国人対応、そして2020年東京オリンピック・パラリンピック大会も見据えた中で、新たに外国人旅客接遇研修やユニバーサルドライバー研修(UD研修)にも取り組みました。

(1) 「個人タクシー利用者感謝の日」PRキャンペーン活動(12月1日～21日)

利用者の皆様には、日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度を中心とするサービス向上のPRを、事業者には業界全体で取り組んでいるマスターズ制度を再認識し、個人タクシーが存続するために世論からの信頼回復を図るべく、自主努力が不可欠であるということを自覚し、更なるサービス向上を推進することを目的に、関東支部と共催で平成27年度も12月に「個人タクシー利用者感謝キャンペーン」活動を展開しました。

応募ハガキ付きマスターズ制度のPRチラシを制度参加事業者が利用者に車内で配布し、裏面に広告や応募方法等が印刷された領収書を貼付して応募する方法により、今回は11,616通ものご応募をいただきました。

なお、本年度も東日本大震災の復興支援策の一環として、当選賞品には東北地方への観光宿泊プランや特産品を盛り込み、1月18日に抽選会を行い総計715名の利用者にお贈りしました。

また、当選者が利用した事業者にも副賞を贈り制度参加への意識高揚を図りました。

・ 応募ハガキ付PRチラシ		156,620 枚	配布
・ 応募総数		11,616 通	
・ 当選者	マスター賞	北東北くつろぎの旅	
		往復新幹線グリーン車	15 組
	ふたつ星賞	東北6県特産品	100 名
	ひとつ星賞	協会特製クオカード	600 名

(2) 第23回個人タクシー利用者懇談会（11月6日）

公共交通機関として、日頃ご利用いただいている利用者からご意見・ご提案等を伺い、諸施策の参考とするため利用者懇談会を毎年1回開催しています。

平成27年度は、新たに委嘱したアドバイザー18名が出席され、業界の現状を説明した後、意見交換に入りました。アドバイザーの皆様からは「スマホでの配車は言葉が通じない外国人には便利なシステムなので、外国の方に使い勝手の良い同様なシステムを作ると良いと思う」「高齢化社会に際し、病院の送迎や何かあった時にすぐに来てもらえたりと、法人にはない地域の細かいところに手が届くようなサービスを考えてほしい」「社内の声として、個人タクシーはスイカが使えない車が多いというのがあった」といったご意見・ご提言もいただきました。

(3) 接客マナーコンテスト（2月25日）

全個協が「新サービス向上推進5か年計画」の後継計画として策定した「スキルアッププラン2015」は、利用者からの信頼の証「乗って安心 個人タクシー」ブランドに磨きをかけて（再生）、更に個人タクシーらしい接客マナーを基本としてユニバーサルドライバー研修の知識を修得、地域特性を活かした観光知識のスキルアップ等の取り組みを進めることとしており、資質の向上策の一つとしてマスター事業者コンテストを実施することとされております。

平成27年度は、各団体単位での予選会、都県協会単位での準本選会、関東支部での本選会が行われました。

2月25日に開催した当協会主催の準本選会では、各団体の予選会を通過した13名のノミネート者が、“おもてなし”の接客で心がけていることを自己PRし

た後、タクシー車両の模型を使ったロールプレイングに臨みました。今回は車いすを使用しているお客様が利用するという設定で行われ、次の機会もまた個人タクシーを利用したいと思うような安心感や満足感を与えることができるか、各ノミネーターは事前のトレーニングと日頃の営業で培った経験を活かし、やさしく丁寧な接客を披露しました。審査の結果、関東支部が行う本選会へ7名を東京代表として推薦しました。

3月25日に行われた都県協会代表14名が集った関東支部の本選会では、ノミネーターは、一層磨きをかけた接客サービスを披露し、東京選出のノミネーターは最優秀賞こそ逃したものの優秀賞に1名、特別賞に2名が入賞しました。平成29年に開催される全国大会「マスター事業者コンテスト」へは、関東地区からは今回と来年の本選会最優秀賞・優秀賞の受賞者が進出することとなります。

審査員の(株)キャプラン:マナーインストラクターの松橋真理子さんからは、「毎年毎年皆さんのスキルが高くなっているのを感じます。第一印象が良いと最後まで良く見えます。ゴールはコンテストで点を取るだけでなく、実際にお客様に対してこの経験を活かし、お客様本位で対応することがゴールだと思います。ぜひ最高の笑顔でお客様と接してください。」とアドバイスをいただきました。

(4) 優良タクシー乗り場

利用者がタクシーを選別でき安心して利用できる環境整備対策として導入された優良タクシー乗り場は、平成27年6月1日から新たに秋葉原駅東側タクシー乗り場及び青山OMスクエア前タクシー乗り場の2ヶ所で運用開始されたのに続き、平成28年2月1日からは、東京駅八重洲口前タクシー乗り場及び三越日本橋本店前タクシー乗り場の2箇所が加わり運用開始となりました。2月の導入時には不正入構防止啓蒙ポスターを作成するとともに、東個協・都営協にもご協力いただき不正入構監視活動も実施しました。優良タクシー乗り場は、現在都内で12地区16箇所になっています。なお、各優良タクシー乗り場及び羽田空港国内線タクシー乗り場は、「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」の携行が入構条件の一つとなっておりますが、当協会におきましては、入構の有無にかかわらず全ての事業者が、外国人利用客の利便向上に資するため、常時「WELCOME

ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」を携行することとしております。

優良タクシー乗り場につきましては、引き続き入構資格のあるマスター（みつ星）事業者並びにタクシーセンター優良運転者表彰を受けた事業者の方々の積極的な入構へのご協力をお願い申し上げます。

また、ライドシェア等業界を取り巻く厳しい状況下、優良タクシー乗り場においては、法人業界とも連携して、選ばれる公共交通機関として、更なるサービスの向上を目指し、お客様が列を成している場合等を除き「ドアサービス」を徹底し、また「トランクサービス」においてはすべての営業において行うことといたしました。

（5）環境にやさしい低公害車「EV・HVタクシー」の推進

環境にやさしいエコタクシーの普及を促進する観点から、丸の内にある新丸ビル前タクシー乗り場が低公害車専用の「EV・HVタクシー乗り場」として運用されており、個人タクシー車両も積極的に入構し運営に協力しております。

4月現在の個人タクシーの電気自動車は特別区武三交通圏では3両、ハイブリッド自動車は4,247両、北多摩交通圏においては、電気自動車が1両、ハイブリッド自動車が53両、南多摩交通圏においては、ハイブリッド自動車が109両あります。

（6）モバイルアンケート

従来から、お客様の満足度やニーズを把握するために「お客様ご要望カード」、「エコカード」等を備え付けておりますが、これと同じアンケート内容をお客様が車内に貼られたステッカーに表示されているQRコードから専用のアンケートフォームにアクセスすることにより、携帯端末から容易にアンケートに回答していただけるモバイルアンケートシステムを導入しております。これによりスピーディーなお客様の声の把握とリアルタイムな集計が可能となりました。平成27年度の回答件数は13件でした。従来の「お客様ご要望カード」、「エコカード」と併用して運用しております。

(7) 携帯電話メール活用による情報提供並びに情報収集システム

東日本大震災の発生を契機に、災害時等における行政機関からの緊急要請や都内の道路、各駅のタクシー乗り場の状況等について、携帯電話メールを活用し、適時適切な情報を個人タクシー事業者に直接提供するとともに、迅速な情報収集も行えるシステムを整え運用しております。緊急時の帰宅困難者等の対応だけでなく、日頃の事業者の動向等についてもメールを活用し実態を把握するなど、情報を共有化することにより、より一層の利用者利便の向上に努めております。

(8) 個人タクシー環境美化運動

タクシー乗り場やその周辺、団体事務所近隣等での清掃活動は、従来から個人・グループ・団体単位等で地域に根差した取り組みが行われております。

当協会におきましても、東個協・都営協合同による社会貢献策の一環として、都内各駅のタクシー乗り場での清掃活動を実施しており、平成27年度も毎月有志6名にご参加いただき、出動12回延べ72名により清掃活動を行いました。有志の皆様には心より感謝を申し上げます。

今後も、お客様に気持ち良くご利用いただける乗り場として環境美化に努め、各地で実施してまいります。

(9) 東京観光タクシードライバー認定制度

東京都内のタクシー事業者と東京の観光に係わる者が連携し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図ることを目的に、「観光知識」と「おもてなしの心」を備えたドライバーを育成する東京観光タクシードライバー認定制度は平成24年度よりスタートしており、現在認定を受けている個人タクシー事業者は81名になりました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催も見据え、各団体でも認定ドライバーを増やすとともに、観光メニューなども検討されています。

(10) 東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催は個人タクシー業界にとっても事業の活性化、利用者利便の更なる向上により事業の一層の発展につながる絶好の機会ととらえています。国内はもとより海外からの多数のお客様に対する接客・接遇等について諸施策を検討・実施し、公共交通機関の立場からおもてなしの心を持って安全・安心・快適な国際都市東京の実現へ寄与することを目的に東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会を立ち上げており、平成27年度は3月30日に第4回委員会を開催しました。

平成26年度にオリンピックへ向けた事業者アンケートの実施、タクシー車内定型英会話集CDを作成したのに続き、平成27年度は「外国人旅客接遇研修（英語初級）」「ユニバーサルドライバー研修(UD研修)」をスタートさせました。

また、近年の訪日外国人の増加に伴い、日本のタクシー事情(左側走行、自動ドア等)を理解されていないことによる事故・トラブルとなる事例が増える傾向にあることから、後部右側のドアから乗り降りしないように啓発する車内貼付ステッカーの作成や会話の助けとなる既存の翻訳アプリの試用マニュアル等の作成についても取り組んでまいります。

(11) 外国人旅客接遇研修（英語初級）の開催

増え続ける訪日外国人対応策の一つとして、東京タクシーセンター認定の「外国人旅客接遇研修（英語初級）」を7月より開催しております。外国人講師によるロールプレイ演習も取り入れた研修となっており、平成27年度は2回開催し、73名が受講修了しました。

修了者は、外国人旅客に対するタクシーサービスの更なる向上を図るため、羽田空港国際線タクシー乗り場待機所に設けられている修了者専用の「おもてなしレーン」への入構が可能となります。

※優良タクシー乗り場のため、優良乗り場への入構資格は必要。

(12) ユニバーサルドライバー研修(UD研修)の開催

「ユニバーサルドライバー研修」は、タクシードライバー向けのバリアフリー研修で、高齢者や障がい者の方々の多様なニーズや特性を理解し、お客様との円滑な

コミュニケーションの確保など、適切な対応ができるよう一般のタクシードライバーの「接遇向上」を目指した研修です。研修内容は、講義だけでなくグループディスカッションや車いす等を使った実習も取り入れられています。

当協会におきましても講師を養成するとともに実施機関としての認定を受け、協会主催の研修として8月よりスタートしました。平成27年度は、11回開催、410名の事業者が受講修了しました。また、新規参加者は、関東支部主催のUD研修を受講することとなっており、その他タクシーセンター等で受講した事業者を含め、総受講者数は734名となりました。

このUD研修は東京観光タクシードライバー認定の必須要件ともなっておりますが、観光タクシーや介護タクシーの資格の1つとして考えるだけでなく「おもてなしの心」を磨くためにも有効活用し、4年後のオリンピックも見据え、多くの事業者が受講するよう推進してまいります。

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について

平成27年度の東京都内の個人タクシー事業者に対する行政処分の状況を見ますと、監査等が42事業者に対して行われました。監査事案による車両停止は11事業者が延べ375日車の処分を受けました。調査事案による車両停止は7事業者が延べ308日車の処分を受けました。このうちの主な内容は、運送事業者としてあるまじき無車検運行が2事業者で延べ130日車、運送引受け義務に係るものが7事業者で延べ308日車の処分を受けています。

平成26年度にも発生した銀座地区における東京タクシーセンター指導員に対する暴力・暴言行為が、平成27年度におきましても続けて発生し、また飲酒運転による事故も起きるなど個人タクシー事業者としてあるまじき行為が繰り返し発生しました。

行政からも再発防止に向けた厳しい指導の徹底要請が再三にわたり出され、こういった度重なる不祥事が個人タクシーの全体の信用信頼を大きく失墜させ、まさに個人タクシー制度そのものが存続の危機に直面しているといわざるを得ない状況となっています。

個人タクシーの評価をあげるべく日々努力をされている多くの事業者を裏切るこ

のような行為は絶対に許せることではなく、当協会としても処分規則に基づき対処するとともに、各団体へもこのような不祥事が二度と起きないようにあらゆる機会をとらえ、さまざまな方法で事業者各位に繰り返し強力に指導していただくようお願いしました。また、「指導員に対する暴力・暴言行為等の再発防止策」を策定し、銀座地区の集中街頭指導、事業者への個別的注意喚起や指導規程の見直しなど再発防止に向けた取り組みを強化していくこととなりました。

不適正営業等の指導案件は銀座地区及びその周辺に集中しています。銀座地区は東京の「顔」であることを十分認識いただき、指導員に対する暴力・暴言行為はもとより、銀座乗禁地区内(規制中)における乗り場以外での待機行為(乗り場無視)、車外に出た待機行為(特に交詢社通り)、進入禁止無視、待機禁止無視、乗禁地区営業等を起こすことのないよう適正営業を徹底されますようお願いいたします。

また、都内その他の地域での不適正営業、空車タクシー待機列による交通障害も未だに発生しており、警視庁のみならず各警察署や自治体等からも改善要請や通報も数多くありました。

東京タクシーセンターの指導協力員制度は、法人各社の管理者や個人各団体の指導担当者を対象にした指導協力員が選任され、個人タクシー業界からは当協会の街頭営業適正化特別委員会委員8名と同推進指導員40名、また東個協・都営協からも各指導担当者が指導協力員として委嘱されております。平成27年度も法個を合わせこの指導協力員が土日・休日を除き連日交替で問題地区の適正化に向け街頭指導に出動して、法個の区別なく是正指導にあたりました。

当協会では、これらの是正指導の他、推進指導員が計画された日程(非公開)に基づき出動し、ビデオ撮影による不適正営業事業者の特定にも力点を置き、銀座・新橋地区、東京駅八重洲口、六本木地区等において不適正営業を繰り返す一部の悪質な事業者に対しては引き続き厳しく対応し、緩めることなく正常化に努めております。なお、平成27年度の街頭指導は、出動回数94回、指導員延べ280名での出動となりました。また、5月には全事業者が“車内必携として”所持・携帯している「適正営業ハンドブック」第4版を発行するとともに、平成28年2月には新たに設置された優良タクシー乗り場や羽田空港の自主規制のページの差し込み版も作成し配付しました。

信用信頼を失うのは一瞬ですが、失った信用信頼はすぐには取り戻せません。「今

だけ良ければ」、「自分だけ良ければ」ではなく、国から許可を受けた個人タクシー事業者として、その誇りを取り戻し、この個人タクシー制度を末永く引き継ぐため、私たち一人ひとりが個人タクシーのおかれている危機的状況を再認識し、改めて法令の遵守、輸送の安全の確保、そして適正営業に徹し、一致団結してこの難局を乗り越えられるよう事業者各位の努力が必要です。

(1) 街頭営業適正化特別委員会委員及び推進指導員による街頭指導

- ・問題地区等への出動（銀座・新橋地区、六本木地区、東京駅八重洲口等）
38回（113名出動）
- ・年末特別街頭指導
（銀座・新橋地区、六本木地区、東京駅八重洲口等：12月1日～15日）
11回（32名出動）
- ・東京タクシーセンター指導協力員としての出動 20回（60名出動）
- ・銀座地区集中街頭指導(2月15日～4月26日) 25回（75名出動）

その他、銀座地区の渋滞対策会議、渋谷駅周辺交通対策検討会、各警察署・関係機関の渋滞・事故防止対策会議等への出席

(2) 不適正営業処理事案

タクシーセンターや協会の推進指導員等からの不適正営業等指導通報の対象事案に基づき、平成27年に警告事案、講習事案、処分事案として対処した事案は、前年の277件から75件(27.1%)増加し352件でした。2年連続して減少しておりましたが、平成27年は増加に転じることとなりました。

(3) (公財)東京タクシーセンター指導協力員報告会並びに団体指導責任者講習会

9月17日に当協会の街頭営業適正化特別委員会委員8名、同推進指導員40名と東個協・都営協の指導担当者が委嘱されているタクシーセンターの指導協力員並びに各団体の指導責任者を対象とした、指導協力員報告会並びに個人タクシー団体指導責任者を対象とする講習会が開催され134名が出席しました。

羽田空港や主要タクシー乗り場の運営や苦情事案の最近の傾向分析、銀座乗車禁止地区をはじめとする街頭指導の実施状況等が説明されました。また、指導協力員報告会では活発な意見交換が行われました。

(4) 特別指導講習会

・受講対象者

26年度		27年度	
第55回	19名	第57回	14名
第56回	16名	第58回	15名
計	35名	計	29名

(5) 指導員に対する暴力・暴言行為への対応

優秀適格者として許可を受けている個人タクシー事業者としてあってはならない不祥事が平成27年度も続けて発生しました。10月に新橋駅銀座口前交差点付近において、違法な客待ちをしていた個人タクシーを指導する東京タクシーセンター指導員に対して、暴力行為に及んだうえ罵声を浴びせる等の暴言を吐くなど極めて悪質な事案が発生しました。指導員に対する暴力・暴言行為は平成26年度も含め過去に複数回発生しており、12月25日には異例となる3度目の関東運輸局長通達「タクシー業務適正化事業の着実・円滑な遂行について(指導員に対する暴力・暴言行為)」が発せられ、「このような事態は、タクシー業務適正化特別措置法に基づくタクシー業務適正化事業の支障となるばかりでなく、同法の目的である利用者の利便確保を阻害することに繋がるものであることから、同種の事案が繰り返し発生していることは、誠に遺憾である。ついては、これまでの経緯を踏まえ、傘下会員事業者に対し、タクシー業務適正化事業の円滑・着実な実施を確保することの重要性を改めて認識させるとともに、関係法令等の遵守について周知徹底を図られ、再発することがないよう万全を期されたい」と指示され、今後、同種の事案を発生させた事業者は、期限更新の際に「悪質事業者」として、更新後の期限を1年に短縮する場合があることも付け加えられました。しかし、その矢先、4日後に、千代田区内幸町付近において、運送の引受を拒絶した個人タクシーに対し、指導員が指導

に着手したところ車両を突然急発進させ、指導員に車体を接触させながら加速し走り去り、指導員が負傷するという一歩誤れば命に関わる危険極まりない事案がまたも発生してしまい、実効性のある再発防止策を強く求められることとなりました。

また、2月1日には、東京タクシーセンターから繰り返し発生する個人タクシー事業者による悪質な行為の再発防止について、更なる周知徹底を図るよう要請通知が出されました。

当協会として、過怠金や除名すべき旨の勧告等「会員の処分等に関する規則」に基づき対処するのは当然のこととして、2月12日開催の第19回理事会におきまして、8項目にわたる「指導員に対する暴力・暴言行為等の再発防止策」を策定し、同種の事案が二度と起きないように再発防止策を強力に実行していくこととしました。

【指導員に対する暴力・暴言行為等の再発防止策】

1. 街頭指導の集中的実施

(1) 協会街頭指導

毎月、街頭営業適正化特別委員、同推進指導員により定期的（月6回～8回）に街頭指導を実施しているが、当面の間、銀座地区を集中的に実施する（実態調査を含む。）を実施する。

〔2月15日より実施しています。〕

(2) タクシーセンター指導協力員としての出動増回

毎月、タクシーセンター指導協力員として定期的に（月4回：都個協2、東個協1、都営協1）に街頭指導に出動しているが、当面の間、出動回数を倍増する。

〔2月17日より実施しています。〕

2. 銀座地区で営業している個人タクシー事業者への注意喚起

(1) 個別事業者あて注意喚起

当協会では保有する指導歴データに基づき抽出された銀座地区で営業している個人タクシー事業者及び実態調査でリストアップされた銀座地区で営業している個人タクシー事業者に対し、ダイレクトメール等により個別的に注意喚起を実施する。

〔4月26日付で各自宅へ通知しました。〕

(2) 所属団体からの注意喚起

上記により、当協会では把握した銀座地区で営業している個人タクシー事業者データを各所属団体でも情報共有し、団体役員から当該個人タクシー事業者への注意喚起を実施する。

〔4月21日付で会員団体へ通知しました。〕

3. 指導規程の強化

当協会では「街頭営業適正化指導規程」を制定し、違反歴の回数に応じ、1回＝警告事案、2回＝講習事案、3回＝処分事案として対処しているが、行政当局担当官及び東京タクシーセンター担当者も含めた検討会議を設置し、規程の見直しを含めた、より実効性の上がる対策を検討する。

〔5月18日「第1回街頭営業適正化検討会」開催し、具体的検討に入ります。〕

4. 研修会・講習会における注意喚起

各所属団体において、最低年2回程度の研修会・講習会を実施しているが、次回開催については早期開催を要請するとともに、同研修会・講習会に東京都個人タクシー協同組合及び日個連東京都営業協同組合の本部常任役員が出向き、直接注意喚起を行う。

5. 会報誌による注意喚起

当協会では、毎月、会報誌を発行し、所属する全個人タクシー事業者に配付しているが、当面の間、毎月注意喚起の記事の掲載を行う。各団体において発行している会報誌等への掲載も願う。

〔2016年3月号より掲載を開始しました。〕

6. 携帯メールシステムへの登録者数拡大要請

当協会から速やかな情報提供を行うための携帯メールシステムへの登録事業者数は3,930名となっているが、登録者の拡大について会員団体へ要請するとともに、携帯メールシステムを活用した情報提供をより充実させる。

〔2月22日付で要請文を通知しました。〕

7. ポスターによる注意喚起

当協会では、ポスター「センター指導員に対する ストップ 暴力・暴言行為 絶対許せない」を作成し、各所属団体事務所に掲出し、注意喚起を図る。

〔1月12日付で送付しました。〕

8. 新規加入個人タクシー事業者への対応

新規加入する個人タクシー事業者に対しては、タクシーセンターの発行する「運転記録証明書」の提出を義務付ける等の措置を各団体で検討する。

〔3月15日開催の第20回理事会で「新規加入者予定者における運転記録証明書等の提出についての申し合わせ」を制定し、3月16日付で会員団体へ通知しました。〕

4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関誌等の刊行と広報活動について

(1) 関係法令、通達等の周知

関係法令の一部改正や通達等については、毎月開催の理事会で報告及び説明し、会員団体へも随時通知いたしました。

(2) 協会報の発行

理事会をはじめ業界の最新情報や現状をお知らせする協会報は、好評の「東京ぐるり支部紹介」や地理モニター調査員からの「地理モニター報告」等、タイムリーな話題とともに紙面の充実を図り、事業者一人ひとりに配布しました。

(3) 協会ホームページの充実

協会ホームページは、お客様への情報、組織内向けの情報、個人タクシー開業希望者への情報、データライブラリー等を掲載しております。組織内向けの情報では、関係通達や協会規定類の改定、申請・届出様式等、常に最新の内容に更新し更なる利便向上に努めました。

また、「個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン」につきましても、応募方法や当選者情報の他、マスターズ制度についてもわかりやすく掲載し、より多くのお客様に個人タクシーをご利用いただけるようPRにも努めました。

5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

(1) 経営白書の刊行

タクシー事業が多様化し展開していくなかで、個人タクシーが存在感を示していくためには、私たちはどのような道を進んでいけば良いのでしょうか。

個人タクシーは、社会の要請によって誕生した本来はロードリーダーとして規範的存在であるべきにもかかわらず、近年は、個人タクシー事業者としてあるまじき不祥事も発生しており、このような状況が続けば、個人タクシー制度そのものが危機に瀕する恐れを感じずにはいられません。かつて“安全・安心”と謳われ、個人タクシーそのものが高いブランド力であった評価を再びその手に取り戻すには、事業者一人ひとりが公共交通を担う旅客運送事業者としての自覚と責任を全うすることのみです。

いつ乗っても、何回乗っても、誰であっても、個人タクシーは「乗って安心」とお客様に実感していただけるよう全事業者による不断の努力の積み重ねしかありません。「日本のタクシーは世界一安全・安心」という表現こそ真っ先に個人タクシーに対して向けられるべき言葉として矜持を持たなければなりません。

個人タクシー制度の維持発展のためには、法令を遵守するとともに、輸送の安全の確保そして適正営業に徹し、利用者利便の更なる向上を目指し、事業者一人ひとりが“やるべきことをしっかりやる”ことが何においても最重要なのです。

平成27年度版個人タクシー経営白書は、サブタイトルを“本当にいいのか このままで!!”として10月に刊行しました。

6. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

(1) 輸送実績調査及び集計

輸送実績、事業報告については、各団体が支局に提出したものと同様のものを提出いただき、当協会事務局において全事業者の輸送実績データから、より多くの標準的事業者の輸送実績の集計作業を行い、諸施策に活用いたしました。

(2) (一社)全国個人タクシー協会の各種調査への協力

(一社)全個協が行うタクシー運賃現況調査、個人タクシー事業者基本調査、輸送実績調査等に協力しました。

Ⅲ. 事業者の相互扶助を図るための共済事業について

平成27年度の死亡事業者数は、前年度に比して7名増加し105名でした。死亡者の平均年齢は67.9歳で、死亡原因としては、消化器系、循環器系、呼吸器系等の生活習慣病に起因するものが多く見られました。その内癌による死亡者は45名(42.9%)と前年比+5名で、その割合は2.1ポイント増え4割を超えている状況です。引き続き、健康診断による早期発見・早期治療と再診・再検査の徹底をお願いいたします。

・死亡者数

26年度	27年度
98名 平均年齢 67.0歳	105名 平均年齢 67.9歳 (前年比 +7名)
うち癌による死亡者 40名(40.8%)	うち癌による死亡者 45名(42.9%)

また、健康管理状況調査を実施するとともに、定期健康診断受診の受診とその結果の活用、再診・再検査の徹底等、改めて“健康管理はプロドライバーとしての責務である”ことを自覚していただき「安全と健康」が一層向上するよう平成27年

度も健康管理啓蒙ポスターを作成し、各団体事務所に掲出願いました。

・健康管理啓蒙ポスター

タイトル「健康管理はプロドライバーとしての責務です」

IV. 事業者のために行う関係官庁等への事務代行业業

(1) 譲渡譲受認可申請件数

平成 27 年 5 月～平成 28 年 4 月	申請前合格	240 件
	申請後試験	117 件

平成 27 年 1 月 15 日に関東運輸局長より、事前試験制度の実施及び試験回数
の増回等に関する通達が出され、4 月 1 日より法令及び地理試験は年 1 回、法令
のみの試験は年 3 回実施されることとなりました。なお、事前試験制度により合
格した者には、2 年間有効の合格証が発せられ、譲渡人がいれば随時申請し、処
理期間を経て随時処分されることとなりました。

事前試験制度導入に伴い、申請事務がスムーズに行われるよう平成 27 年 3 月
に「事前試験に伴う取扱要領」を作成しました。その後、申請事務を進めていく
中でさまざまな事案が発生したため、10 月には新たな注意点をはじめ、Q&A
や申請様式記入例、申請等のスケジュール表などを盛り込んだ取扱要領の改定版
を作成し各団体へ配付しました。

また、事前試験合格者の譲渡譲受申請の処分状況につきましては、毎月理事会
に報告するなど情報提供をしております。

(2) 期限更新申請件数

平成 27 年 12 月 1 日更新者	3,383 件
平成 28 年 6 月 1 日更新者	1,956 件

(3) 多摩地区事業者乗務証発行件数

32 件

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、10月1日から全国すべての地域においてタクシー運転者登録制度が開始されました。個人タクシー事業者は登録の対象ではありませんが、都道府県ごとに設置される「登録実施機関」で個人タクシー事業者乗務証の交付業務も行うこととなり、当協会で行っていた多摩地区事業者の乗務証発行業務は、多摩地区における「登録実施機関」である東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部タクシー運転者登録センターに移行いたしました。

(4) 表彰関係

平成 27 年秋の黄綬褒章	2 名
平成 27 年自動車関係功労者表彰（大臣表彰）	8 名
平成 27 年関東運輸局長表彰	3 名
平成 27 年東京運輸支局長表彰	21 名
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰	53 団体
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰	337 名
平成 27 年交通栄誉章「緑十字銅章」	9 名

以上、平成 27 年度の事業活動の概況について申し述べましたが、それぞれの事業の実施に当たりましては、各団体役員並びに事務局各位に多大なご協力をいただき誠にありがとうございました。皆様方のご尽力によりまして、円滑な業務運営をすることができ、かつ、一定の成果を収めることができました。改めて心から感謝を申し上げます。

また、関係行政庁及び関係機関の懇切なご指導、ご鞭撻に対しましても厚く感謝を申し上げます。新年度におきましても、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成27年度の活動状況

I. 総会・理事会等

(1) 第2回定時総会

7月1日 ホテルグランドパレス 「議決権行使者67名出席」

(2) 正副会議

5月12日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
6月2日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
7月1日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務、他2名」
7月3日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
8月4日 「木村会長、横山・秋田・相澤各副会長、前田専務」
9月2日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
10月2日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
11月10日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
12月2日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
1月8日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
1月18日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
2月2日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
3月2日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
4月5日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」

(3) 理事会

第13回	5月21日	日個連会館	「理事28名中28名出席」
第14回	7月14日	日個連会館	「理事28名中28名出席」
第15回	9月16日	日個連会館	「理事28名中27名出席」
第16回	10月16日	日個連会館	「理事28名中28名出席」
第17回	11月26日	日個連会館	「理事28名中27名出席」
第18回	1月18日	ホテルグランドパレス	「理事28名中28名出席」
第19回	2月12日	日個連会館	「理事28名中26名出席」
第20回	3月15日	日個連会館	「理事28名中28名出席」
第21回	4月14日	日個連会館	「理事28名中28名出席」

(4) 監査

5月20日 平成26年度期末監査 三浦・田中両監事、木村会長、前田専務
11月11日 平成27年度上期監査 三浦・田中両監事、木村会長、前田専務

(5) 総務委員会

第2回 8月21日 「中嶋委員長、田中(長)・城・小川・早坂・押木各委員、秋田担当副会長、前田専務」

(6) 財務委員会

第2回 5月13日 「野田副委員長、櫻井副委員長、榊原・川井・内田(雅)・下平各委員、

横山担当副会長、前田専務」
第3回 11月11日「野田副委員長、櫻井副委員長、榊原・川井・内田(雅)・下平各委員、
横山担当副会長、前田専務」

- (7) 1月18日 平成28年新年賀詞交歓会 ホテルグランドパレス
来賓35名、理事28名、監事2名、委員会委員13名、推進指導員31名

II. 安全輸送を確保するために必要な事業

(1) 安全対策委員会

8月31日 「本橋副委員長、内田(秀)・川崎・田中(映)・野寄・富本各委員、相澤担当副会長、
前田専務」

(2) 法個事故防止対策関係

5月18日 法個シートベルト着用調査・PR活動

相澤安全対策担当副会長、野寄委員 事務局：管理部次長、業務係長

7月27日 警視庁法個事故防止連絡会議 警視庁 相澤副会長、田中・野寄両交通共済理事長
事務局：業務係長

9月10日 法個シートベルト着用調査・PR活動

川崎安全対策副委員長、田中(映)・野寄両委員 事務局：業務係長

12月17日 法個シートベルト着用調査・PR活動

本橋安全対策委員長、田中(映)委員 事務局：管理部次長

3月17日 法個シートベルト着用調査・PR活動

相澤安全対策担当副会長、本橋委員長 事務局：管理部次長

(3) タクシードライバー交通安全教室 警視庁交通安全教育センター

9月8日 東個協受講者8名、都営協受講者8名 野寄安全対策委員

4月13日 東個協受講者8名、都営協受講者8名 川崎安全対策副委員長

(4) 5月15日 中央警察署主催交通安全運動 東京駅 事務局：適正化係長

9月25日 中央警察署主催交通安全運動 東京駅 事務局：適正化係長

10月15日 NASVA安全マネジメントセミナー 東京国際フォーラム 秋田副会長

12月3日 中央警察署主催交通安全運動 東京駅 千田街特委員

12月11日 高輪警察署主催交通安全運動 品川駅 坂本街特委員

4月8日 中央警察署主催交通安全運動 東京駅 石川街特委員

(5) 3月10日 自動車事故対策機構運行管理者等指導講習業務及び適性診断業務実施計画協議
東京運輸支局 事務局：管理部次長

(6) 東京タクシー防犯協力会

6月16日 監査 東タ協 「櫻井監事」

6月23日 幹事会 東タ協 「松浦幹事」

7月10日 総会 グランドヒル市ヶ谷 「丸山理事、櫻井監事、松浦幹事」

11月25日 防犯責任者講習会 ラングウッド 「横山副会長、丸山防犯協力会理事、櫻井監事、
松浦幹事」

(7) セーフティドライバー・コンテストへ158組790名で参加

Ⅲ. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策

(1) 個人タクシー事業者研修会 (メルパルクホール)

・平成27年12月1日更新対象者

- | | | | |
|----|-------|------|--|
| 1回 | 5月14日 | 905名 | 支局：小菅専門官・新田専門官
タクシー：平指1課係長・関指1課主任
キャブラン(株)：松橋講師
丸山副会長、本橋・石川・内田(秀)・栗原・田中各理事 |
| 2回 | 5月20日 | 928名 | 支局：小菅専門官・新田専門官
タクシー：中川指2課長代理
キャブラン(株)：松橋講師
秋田副会長、櫻井・川井・酒井・川崎・野田各理事 |
| 3回 | 6月1日 | 956名 | 支局：小菅専門官・新田専門官
タクシー：中川指2課長代理
キャブラン(株)：松橋講師
佐藤副会長、山下・横尾・小嶋・中嶋・矢澤各理事 |
| 4回 | 6月8日 | 668名 | [高齢事業者研修会]
支局：小菅専門官・新田専門官
事故対東京主管支所：小山田アシスタントマネージャー
北品川クリニック：築山所長
タクシー：黒川指2課係長
キャブラン(株)：森田講師
相澤副会長、榊原・城・藤田・関口・内田(雅)各理事 |

・平成28年6月1日更新対象者

- | | | | |
|----|--------|------|--|
| 1回 | 11月4日 | 721名 | 支局：龍崎専門官・中澤専門官
タクシー：指導部古橋次長
キャブラン(株)：森田講師
横山副会長、櫻井・内田(秀)・藤田・城・横尾各理事 |
| 2回 | 11月16日 | 656名 | 支局：龍崎専門官・中澤専門官
タクシー：平指1課係長
キャブラン(株)：森田講師
丸山副会長、中嶋・酒井・榊原・石川・栗原各理事 |
| 3回 | 12月8日 | 682名 | [高齢事業者研修会]
支局：龍崎専門官・中澤専門官
事故対東京主管支所：小山田アシスタントマネージャー
北品川クリニック：築山所長
タクシー：関指1課主任
キャブラン(株)：森田講師
木村会長、小嶋・小川・川井・川崎・関口各理事 |

(2) 東京運輸支局許可期限更新特別研修

- 10月22日 対象事業者678名 豊島公会堂
横山副会長、山下・本橋・石川各理事 事務局：業務係長、適正化係長
- 4月13日 対象事業者1077名 なかのZEROホール
佐藤・丸山両副会長、酒井・内田(秀)両理事 事務局：業務係長、適正化係長

2. 利用者へのサービス向上対策

(1) 個人タクシー利用者感謝の日 キャンペーン活動 12月1日～21日

- マスターズ制度参加者による応募はがき付きチラシを車内配布
領収書(裏面キャンペーンPR)貼付のうえ応募
協会ホームページにもキャンペーンPR
当選賞品：東日本大震災の復興支援策の一環として東北地方への宿泊観光プラン、
特産品、クオカード
※当選者が利用した個人タクシー事業者にも副賞

(2) 第23回個人タクシー利用者懇談会 11月6日 アルカディア市ヶ谷 出席アドバイザー：18名

- 木村会長、中島・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務、中嶋総務委員長、城副委員長、
田中・小川・早坂・押木各委員

(3) 環境美化運動

- 5月11日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 東京駅丸の内優良タクシー乗り場
東個協中野支部・都営協亀戸支部 有志6名
- 6月8日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 新宿駅西口地下優良タクシー乗り場
東個協杉並第二支部・都営協石神井支部 有志6名
- 7月13日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 新橋駅東口優良タクシー乗り場
東個協世田谷第三支部・都営協都民同盟支部 有志6名
- 8月10日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 羽田空港国際線優良タクシー乗り場
東個協品川第一支部・都営協全東京支部 有志6名
- 9月14日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 錦糸町駅
東個協江戸川第一支部・都営協江戸川支部 有志6名
- 10月12日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 上野駅正面口優良タクシー乗り場
東個協文京第一支部・都営協民主・新興支部 有志6名
- 11月9日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 五反田駅
東個協大田第二支部・都営協東京旅客支部 有志6名
- 12月14日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 池袋駅西口優良タクシー乗り場
東個協新宿支部・都営協東陽支部 有志6名
- 1月28日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 渋谷駅西口優良タクシー乗り場
東個協世田谷第二支部・都営協小岩支部 有志6名
- 2月8日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 恵比寿駅
東個協渋谷支部・都営協四〇支部 有志6名
- 3月22日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 大塚駅
東個協北支部・都営協朋友支部 有志6名
- 4月11日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 竹ノ塚駅
東個協足立第一支部・都営協交友支部 有志6名

(4) ユニバーサルドライバー研修

8月19日	第1回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者38名
9月14日	第2回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者40名
10月6日	第3回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者39名
11月9日	第4回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者38名
12月14日	第5回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者38名
1月25日	第6回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者37名
2月1日	第7回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者36名
2月15日	第8回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者37名
3月14日	第9回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者35名
3月22日	第10回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者36名
4月18日	第11回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者36名

(5) 外国人旅客接客研修

7月21日	第1回外国人旅客接客研修(英語初級)	日個連会館	受講者36名
11月17日	第3回外国人旅客接客研修(英語初級)	日個連会館	受講者37名

(6) 東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会

第4回 3月30日「木村会長、相澤委員長、小嶋副委員長、櫻井・塩山・川崎・中澤・和田各委員、前田専務」

(7) 6月3日 新宿ターミナル協議会 都庁 秋田副会長

7月27日	第1回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第1回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会	都庁 事務局：適正化係長
7月27日	第1回ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会	都庁 事務局：適正化係長
10月6日	第1回新宿南口交通ターミナル案内サイン協議会	九段第3合同庁舎 事務局：適正化係長
11月25日	第2回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第2回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会	都庁 事務局：適正化係長
12月11日	第3回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第3回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会	都庁 事務局：適正化係長
12月11日	第2回ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会	都庁 事務局：適正化係長
12月18日	第2回新宿ターミナル協議会	都庁 事務局：管理部次長、適正化係長
1月7日	第2回新宿南口交通ターミナル案内サイン協議会	九段第3合同庁舎 事務局：適正化係長
2月9日	第4回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第4回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会	都庁 事務局：適正化係長
2月9日	第3回ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会	都庁 事務局：適正化係長
2月29日	第5回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第5回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会	都庁 事務局：適正化係長
2月29日	第4回ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会	都庁 事務局：適正化係長
3月18日	第3回新宿ターミナル協議会	都庁 事務局：適正化係長

(8) 7月28日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会

	第1回道路輸送作業部会	中央合同庁舎 秋田副会長 事務局：管理部次長
11月24日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会	
	第3回道路輸送作業部会	中央合同庁舎 事務局：管理部次長
1月27日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会	

第4回道路輸送作業部会 中央合同庁舎 秋田副会長 事務局：管理部次長

- (9) 6月19日 全個協マスター事業者コンテスト打合せ 個人タクシー会館
事務局：業務部部長、管理部次長
- 7月23日 全個協マスター事業者コンテスト 品川プリンスホテル
事務局：業務部部長、管理部次長
- 2月24日 接客マナーコンテスト準本選会 都個協
審査員：木村審査委員長、横山審査副委員長、タクシ教務部門井部長所長、
キャプラン(株)松橋インストラクター
ノミネート者13名(東個協8名、都営協3名、多摩個連1名、全個人1名)
- 3月25日 接客マナーコンテスト本選会 関東支部
事務局：業務部部長、管理部次長
- (10) 9月14日 羽田空港国際線UDタクシー・ワゴンタクシー専用レーン発車式
羽田空港国際線タクシー乗り場 木村会長、前田専務
- 3月18日 羽田空港国際線タクシー乗り場改善に係る関係者調整会議 東京空港事務所
秋田副会長、前田専務
- (11) 2月2日 三越日本橋本店前優良タクシー乗り場発車式 三越日本橋本店前タクシー乗り場
木村会長、前田専務
- (12) 11月16・17日 ユニバーサルドライバー研修講師養成講座 自動車会館 事務局：管理課長
2月2・3日 ユニバーサルドライバー研修講師養成講座 自動車会館 事務局：適正化係長

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進

- (1) 街頭営業適正化特別委員会
第4回 7月13日「秋田委員長、丸山副委員長、千田・石川・齋藤・宮田・坂本・柴田各委員、
前田専務」
- (2) 特別指導講習会
第57回 7月31日 日個連会館
タクシ：古橋次長、平指1課係長
秋田委員長、石川・齋藤両委員
- 第58回 1月21日 日個連会館
タクシ：関指1課主任
秋田委員長、丸山副委員長、柴田・齋藤両委員
- (3) 平成27年度個人タクシー団体指導責任者を対象とする講習会及び東京タクシーセンター
指導協力員報告会
9月17日 日個連会館 134名出席

(4) 街頭指導関係

- 5月11日 銀座・新橋街頭指導 千田委員、第10B指導班2名
- 5月14日 東京駅八重洲口街頭指導 柴田委員、第1A指導班2名
- 5月15日 銀座地区街頭指導 丸山副委員長、第1B指導班2名
- 5月20日 東京駅八重洲口街頭指導 齋藤委員、第2A指導班2名
- 5月21日 銀座・新橋街頭指導 坂本委員、第2B指導班2名
- 5月22日 銀座地区街頭指導 石川委員、第3A指導班2名
- 5月26日 六本木地区街頭指導 宮田委員、第3B指導班2名
- 5月29日 羽田空港国際線街頭指導 秋田委員長、第4A指導班2名
- 6月4日 羽田空港国際線街頭指導 柴田委員、第4B指導班2名
- 6月5日 東京駅八重洲口街頭指導 坂本委員、第5A指導班2名
- 6月10日 銀座・新橋街頭指導 宮田委員、第5B指導班2名
- 6月11日 六本木地区街頭指導 石川委員、第6A指導班2名
- 6月12日 羽田空港国際線街頭指導 千田委員、第6B指導班2名
- 6月25日 銀座・新橋街頭指導 秋田委員長、第7A指導班2名
- 6月26日 羽田空港国際線街頭指導 齋藤委員、第7B指導班2名
- 6月29日 東京駅八重洲口街頭指導 丸山副委員長、第8A指導班2名
- 7月7日 六本木地区街頭指導 坂本委員、第8B指導班2名
- 7月9日 東京駅八重洲口街頭指導 宮田委員、第9A指導班2名
- 7月15日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第9B指導班2名
- 7月17日 六本木地区街頭指導 齋藤委員、第10A指導班2名
- 7月23日 銀座・新橋街頭指導 千田委員、第10B指導班2名
- 7月24日 六本木地区街頭指導 丸山副委員長、第1A指導班2名
- 7月28日 東京駅八重洲口街頭指導 秋田委員長、第1B指導班2名
- 7月29日 六本木地区街頭指導 石川委員、第2A指導班2名
- 8月5日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第2B指導班2名
- 8月6日 東京駅八重洲口街頭指導 千田委員、第3A指導班2名
- 8月21日 銀座地区街頭指導 秋田委員長、第3B指導班2名
- 8月25日 銀座・新橋街頭指導 石川委員長、第4A指導班2名
- 8月28日 銀座地区街頭指導 坂本委員、第4B指導班2名
- 8月31日 銀座・新橋街頭指導 丸山副委員長、第5A指導班2名
- 9月2日 銀座地区街頭指導 坂本委員、第5B指導班2名
- 9月3日 銀座・新橋街頭指導 宮田委員、第6A指導班2名
- 9月8日 銀座・新橋街頭指導 齋藤委員、第6B指導班2名
- 9月15日 東京駅八重洲口街頭指導 石川委員、第7A指導班2名
- 9月28日 六本木地区街頭指導 柴田委員、第7B指導班2名
- 9月30日 銀座地区街頭指導 秋田委員長、第8A指導班2名
- 10月2日 銀座地区街頭指導 宮田委員、第8B指導班2名
- 10月6日 銀座・新橋街頭指導 千田委員、第9A指導班2名
- 10月15日 銀座・新橋街頭指導 坂本委員、第9B指導班2名
- 10月19日 東京駅八重洲口街頭指導 柴田委員、第10A指導班2名
- 10月23日 銀座地区街頭指導 丸山副委員長、第10B指導班2名
- 10月29日 銀座・新橋街頭指導 齋藤委員、第1A指導班2名
- 11月2日 銀座・新橋街頭指導 秋田委員長、第1B指導班2名
- 11月5日 東京駅八重洲口街頭指導 宮田委員、第2A指導班2名
- 11月6日 銀座地区街頭指導 千田委員、第2B指導班2名
- 11月12日 六本木地区街頭指導 齋藤委員、第3A指導班2名
- 11月13日 銀座地区街頭指導 石川委員、第3B指導班2名

11月17日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第4A指導班2名
 12月1日 銀座・新橋街頭指導 坂本委員、第4B指導班1名
 12月2日 東京駅八重洲口街頭指導 宮田委員、第5A指導班2名
 12月3日 銀座・新橋街頭指導 坂本委員、第5B指導班2名
 12月4日 六本木地区街頭指導 石川委員、第6A指導班2名
 12月7日 銀座・新橋街頭指導 丸山副委員長、第6B指導班2名
 12月8日 銀座地区街頭指導 齋藤委員、第7A指導班2名
 12月9日 東京駅八重洲口街頭指導 千田委員、第7B指導班2名
 12月10日 六本木地区街頭指導 坂本委員、第8A指導班2名
 12月11日 銀座地区街頭指導 宮田委員、第8B指導班2名
 12月14日 銀座地区街頭指導 丸山副委員長、第9A指導班2名
 12月15日 銀座地区街頭指導 齋藤委員、第9B指導班2名
 12月17日 関東運輸局長年末特別街頭視察立会い 秋田副会長、前田専務
 1月15日 銀座地区街頭指導 齋藤委員、第10A指導班2名
 1月19日 銀座・新橋街頭指導 宮田委員、第10B指導班2名
 1月21日 銀座・新橋街頭指導 千田委員、第1A指導班2名
 1月26日 東京駅八重洲口街頭指導 柴田委員、第1B指導班2名
 1月27日 銀座・新橋街頭指導 秋田委員長、第2A指導班2名
 1月29日 銀座地区街頭指導 石川委員、第2B指導班2名
 2月2日 六本木地区街頭指導 千田委員、第3A指導班1名
 2月3日 銀座地区街頭指導 柴田委員、第3B指導班2名
 2月5日 東京駅八重洲口街頭指導 千田委員、第4A指導班2名
 2月8日 東京駅八重洲口街頭指導 秋田委員長、第5A指導班2名
 2月10日 東京運輸支局銀座乗禁地区街頭監視立会い 秋田・丸山両副会長
 2月15日 銀座地区集中街頭指導 齋藤委員、第7A指導班2名
 2月17日 銀座地区集中街頭指導 丸山副委員長、第5B指導班2名
 2月19日 銀座地区集中街頭指導 宮田委員、第7B指導班2名
 2月23日 銀座地区集中街頭指導 柴田委員、第8A指導班2名
 2月25日 銀座地区集中街頭指導 石川委員、第6A指導班2名
 2月29日 銀座地区集中街頭指導 秋田委員長、第8B指導班2名
 3月2日 銀座地区集中街頭指導 千田委員、第9A指導班2名
 3月4日 銀座地区集中街頭指導 齋藤委員、第9B指導班2名
 3月8日 銀座地区集中街頭指導 丸山副委員長、第10A指導班2名
 3月10日 銀座地区集中街頭指導 柴田委員、第10B指導班2名
 3月14日 銀座地区集中街頭指導 宮田委員、第1A指導班2名
 3月16日 銀座地区集中街頭指導 石川委員、第1B指導班2名
 3月18日 銀座地区集中街頭指導 秋田委員長、第2A指導班2名
 3月22日 銀座地区集中街頭指導 齋藤委員、第2B指導班2名
 3月24日 銀座地区集中街頭指導 千田委員、第3A指導班2名
 3月28日 銀座地区集中街頭指導 宮田委員、第3B指導班2名
 3月30日 銀座地区集中街頭指導 丸山副委員長、第4A指導班2名
 4月1日 銀座地区集中街頭指導 柴田委員、第5A指導班2名
 4月5日 銀座地区集中街頭指導 坂本委員、第5B指導班2名
 4月7日 銀座地区集中街頭指導 石川委員、第6A指導班2名
 4月11日 銀座地区集中街頭指導 秋田委員長、第7A指導班2名
 4月13日 銀座地区集中街頭指導 千田委員、第8A指導班2名
 4月15日 銀座地区集中街頭指導 齋藤委員、第8B指導班2名
 4月21日 銀座地区集中街頭指導 宮田委員、第9A指導班2名

4月26日 銀座地区集中街頭指導 柴田委員、第9B指導班2名

(5) 乗り場問題・交通対策関係会議

- 5月19日 東京駅八重洲口タクシー降車場会議 JR東日本本社 事務局：適正化係長
5月22日 中野駅地区整備に係る交通対策協議会事前説明会 タクシ 事務局：適正化係長
6月10日 新宿駅南口地区基盤整備に伴うタクシー乗降に係る調整会議 東京国道事務所
秋田副会長 事務局：業務係長
6月15日 東京駅丸の内駅前広場整備打合せ 東タ協 事務局：適正化係長
6月18日 中野駅地区整備に係る交通対策協議会 中野区産業振興センター 事務局：適正化係長
6月19日 渋谷駅周辺交通対策検討会 警視庁 事務局：業務係長
7月13日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクシ 事務局：管理部次長、適正化係長
7月24日 銀座ショットガン運営協議会 東タ協 相澤副会長、前田専務 事務局：適正化係長
10月6日 渋谷駅周辺交通対策検討会第7回WG 渋谷アイズビル 事務局：業務係長
10月15日 東京駅丸の内駅前広場整備打合せ 東タ協 事務局：適正化係長
10月20日 田町駅東口再開発連絡会 タクシ 事務局：適正化係長
11月5日 東京都駐車対策協議会 警視庁新橋庁舎 事務局：業務係長
11月27日 渋谷駅周辺交通対策検討会 警視庁 事務局：業務係長
12月17日 新宿駅南口地区基盤整備に伴うタクシー運用に係る調整会議 東京国道事務所
事務局：業務係長
1月26日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクシ 事務局：管理部次長、適正化係長
2月5日 銀座ショットガン運営協議会 東タ協 相澤副会長、事務局：適正化係長
2月12日 蒲田駅周辺交通調整部会 大田区民ホールアPLIC 事務局：適正化係長
2月17日 バスタ新宿の打ち合わせ 東タ協 事務局：業務係長
3月4日 バスタ新宿の打ち合わせ 東京国道事務所 事務局：業務係長
3月10日 渋谷駅周辺交通対策検討会第8回WG 渋谷アイズビル 事務局：業務係長
3月29日 バスタ新宿テロ対策会議 原宿警察署 事務局：業務係長
4月3日 バスタ新宿オープニングセレモニー バスタ新宿 木村会長
4月21日 渋谷駅周辺交通対策検討会 東タ協 事務局：業務係長

(6) 9月30日 車外表示に関する打合せ 東京運輸支局 秋田副会長 事務局：業務部部長

4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動

(1) 教育広報委員会

- 第13回 5月28日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第14回 6月25日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第15回 7月24日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第16回 8月26日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第17回 9月28日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第18回 10月27日 「小嶋委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第19回 12月1日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第20回 12月17日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第21回 1月26日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第22回 2月23日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第23回 3月24日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
第24回 4月25日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」

5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策

(1) 経営資材委員会

- 第4回 8月7日 「山下委員長、横尾副委員長、酒井・石川・坂本・矢古宇各委員、丸山担当副会長、前田専務」
第5回 9月3日 「山下委員長、横尾副委員長、酒井・石川・坂本・矢古宇各委員、丸山担当副会長、前田専務」
第6回 9月25日 「山下委員長、横尾副委員長、酒井・石川・坂本・矢古宇各委員、丸山担当副会長、前田専務」

- (2) 平成27年度版個人タクシー経営白書 ～本当にいいのか このままで!!～ 10月発行

IV. 監督官庁が行う行政事務の協力および事業者が行う関係官庁への事務代行

(1) 譲渡譲受認可申請件数 平成27年5月～平成28年4月

申請前合格	240件
申請後試験	117件

- (2) 期限更新申請件数
- | | |
|----------|--------|
| 12月1日更新者 | 3,383件 |
| 6月1日更新者 | 1,956件 |

- (3) 8月6日 関東支部主催「マスターズ制度及び認可申請手続き等事務取扱責任者研修会」
個人タクシー会館 事務局：業務部部长、管理部次長、管理課長

- (4) 6月26日 運転者登録制度に係る連絡会議 支局 前田専務 事務局：業務部部长
7月29日 東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部へ挨拶 相澤副会長、小川北多摩支部長、野上南多摩支部長、関口多摩個連副会長 事務局：業務部部长
9月11日 多摩地区登録制度実施に伴う説明会 女性総合センター・AIM 事務局：業務部部长
10月28日 多摩地区登録諮問委員会 パレスホテル立川 相澤委員

(5) 表彰関係

平成27年東京運輸支局長表彰式	9月14日	品川区立総合区民会館	21名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰式	9月30日	ホテルイースト21東京	53団体受賞
平成27年関東運輸局長表彰式	10月21日	神奈川県立青少年センター	3名受賞
平成27年自動車関係功労者表彰式	10月29日	国土交通省供用大会議室	8名受賞
平成27年秋の黄綬褒章伝達式	11月13日	国土交通省供用大会議室	2名受賞
平成27年交通栄誉「緑十字銅章」	11月19日		9名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰式	11月24日	ホテルイースト21東京	337名受賞

V. タクシー準特定地域協議会関係

- (1) 5月13日 準特定地域協議会分科会設置説明会 東タ協 事務局：業務部部长
6月11日 第1回準特定地域協議会特別区・武三地区適正化分科会 東タ協 横山副会長
6月25日 第1回準特定地域協議会多摩地区適正化及び活性化分科会 たましんRISURUホール 相澤副会長

- 7月17日 第2回準特定地域協議会特別区・武三地区適正化分科会 東夕協 横山副会長
 12月4日 準特定地域協議会特別区・武三地区適正化分科会 東夕協 木村会長
 12月15日 第3回準特定地域協議会 アルカディア市ヶ谷 木村会長、前田専務
 2月3日 南多摩交通圏特定地域説明会 三多摩自動車会館
 木村会長、南多摩交通圏団体代表者5名、前田専務 事務局：業務部部長
 3月8日 第4回南多摩交通圏準特定地域協議会 八王子市学園都市センター 木村会長、前田専務

VI. (公財)東京タクシーセンター関係

(1) (公財)東京タクシーセンター評議員会

3月11日 都道府県会館 「木村会長」

(2) // 理事会

6月1日 如水会館 「横山副会長」

9月17日 如水会館 「横山副会長」

(3) // 登録諮問委員会・違法行為審査会・表彰選考委員会

6月3日 タクセン 「相澤・佐藤両委員」

8月4日 タクセン 「佐藤委員」

2月25日 タクセン 「相澤・佐藤両委員」

(4) // 適正化事業諮問委員会

6月9日 タクセン 「秋田・丸山両委員」

(5) // 街頭指導会議

6月9日 タクセン 「秋田・丸山・相澤・前田各委員」

10月23日 タクセン 「秋田・丸山・相澤・前田各委員」

2月23日 タクセン 「秋田・丸山・相澤・前田各委員」

3月17日 小委員会 タクセン 「秋田・前田両委員」

(6) // ランク評価委員会

6月16日 如水会館 「相澤委員」

(7) // タクシー乗り場管理運営委員会

11月30日 タクセン 「秋田・前田両委員」

3月9日 タクセン 「秋田・前田両委員」

(8) // 優良タクシー乗り場設置検討会

11月9日 作業部会 タクセン 「前田専務」

(9) // 英語接遇コンテスト

8月5日 羽田空港国際線タクシー待機所 「佐藤副会長」

2月19日 羽田空港国際線ターミナルビル 「丸山副会長」

Ⅶ. その他の会議等

- (1) 11月6日 法個運営研究会 東夕協 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
- (2) 駅構内運営委員会
5月8日 総会 東夕協 「相澤副委員長、横山・佐藤・丸山・山下各委員、三浦監事」
4月21日 監査 東夕協 「三浦監事」
- (3) 5月19日 第14回テロ対策東京パートナーシップ推進協議会 ホテルメトロポリタン
事務局：管理部次長
5月28日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会通常総会 ホテルニューオタニ
木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務
6月5日 (一社)東京都LPガススタンド協会総会 アジュール竹芝 事務局：管理部次長
11月19日 第15回テロ対策東京パートナーシップ推進協議会 警察大学校
事務局：管理部次長
1月7日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会新年賀詞交歓会 ホテルニューオタニ
木村会長、横山・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務
3月4日 日個連東京都営業協同組合40周年・日個連東京都交通共済協同組合30周年
合同記念式典 帝国ホテル 前田専務
4月28日 第16回テロ対策東京パートナーシップ推進協議会 都議会議事堂都民ホール
事務局：管理部次長